

軽自動車税・自動車税の納期限は6月1日です。

軽自動車税と自動車税は、毎年4月1日現在（注1）で登録されている車両の所有者に課税されます。5月中旬までに送付される納税通知書により、納期限内に納めてください。

納期限▼6月1日（月）

納税場所▼軽自動車税・自動車税それぞれの納税通知書の裏面をご確認ください。

その他▼口座振替納税をご利用の場合、6月1日（月）が振替日となりますので、預金残高を必ずご確認ください。これから申し込まれる場合は、28年度の納税からのご利用となります。

軽自動車税を

口座振替で納める人へ

口座振替で納税した人には、6月中旬に納税証明書および納付済通知書を郵送します。

6月上旬に納税証明書（車検用）を申請する人は、納税の確認が必要となるため、申請の際に軽自動車税の引き落とし額を記帳した「通帳」をお持ちください。確認が取れない場合は、金融機関に照会しからの発行になりますので、かなりの時間が必要になります。

なお、昨年度から、車検の必要

のない車両（250CC以下のバイク、農耕用トラクターなど）については、納税証明書および納付済通知書を郵送していません。お手数をおかけしますが、納税の確認は「通帳」の記帳によりお願いします。

問合せ▼

○軽自動車税について・・・

困務課諸税証明係

（☎内線1063）

☎住民課税務保険係

（☎内線2161）

○自動車税について・・・

群馬県自動車税事務所

（☎027・263・4343）

高崎行政県税事務所

（☎027・322・6297）

（注1）4月1日現在とは、軽自動車税は1日の午後5時15分を指し、自動車税は1日の午前零時を指します。

身体障害者等に対する軽自動車税の減免について

身体あるいは精神に障害がある人で、一定の要件を満たす場合には、申請により軽自動車税が減免されます。

■減免適用要件

身体障害者手帳等（※）をお持ちの人で、次の①と②の両方の条件を満たす人が対象となります。

①対象車両は次のいずれかであること

- ・身体障害者手帳等をお持ちの本人が所有される軽自動車等
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人と生計を同じくされる人が所有する軽自動車等

②運転者は次のいずれかの人であること

- ・身体障害者手帳等をお持ちの本人
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人と生計を同じくする人
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人を常時介護されている人（身体障害者手帳等をお持ちの人のみで構成されている世帯に限りません）

※身体障害者手帳等とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

をいいます。

■手続きに必要なもの

- 減免申請書
- 身体障害者手帳等（精神障害の人は自立支援医療受給者証も必要となります。）
- 運転する人の運転免許証
- 車検証
- 納税通知書
- 印鑑

■申請期限 6月1日（月）

■申請・問合せ

困務課諸税証明係

（☎内線1063）

☎住民課税務保険係

（☎内線2161）

自動車税（県税）の減免を受けている人は軽自動車税の減免は受けることができず、ご注意ください。

自動車税・自動車取得税の減免につきましては、群馬県自動車税事務所（☎027・263・4343）まで問合せをお願いします。